

株 主 各 位

本 店 福井市中央 2 丁目 6 番 8 号
東京本社 東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号
株式会社 熊 谷 組
取締役社長 大 田 弘

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.webdk.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、17頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kumagaigumi.co.jp/>) に掲載させていただきます。

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件

（招集通知に添付すべき事業報告、計算書類及び監査報告並びに
連結計算書類は、別添の「第72期報告書」のとおりであります。）

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 顧客からの要請による技術者等の派遣を行うため、事業目的に労働者派遣事業を追加し、これに伴う号数の整理を行うものであります。(現行定款第2条)
- (2) 平成21年5月15日付で第1回第1種優先株式の自己株式を消却したことに伴い、発行した第1回第1種優先株式全ての消却が完了いたしましたので、第1回第1種優先株式に関する規定を削除するものであります。なお、発行可能株式総数に関する規定については、第1回第1種優先株式に加え、第2回第1種優先株式の消却済株式数も発行可能種類株式総数より減じたうえで、発行可能株式総数を減ずるものであります。(現行定款第6条、第13条の2第1項、附則第1条第1項、附則第2条第1項、附則第3条第1項、附則第4条第1項)
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第13条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨を附則に新設するものであります。(変更案附則第5条)
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第13条第3項、第13条の2第1項)
- (4) その他、上記変更に伴う条数及び項数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～10. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>11. 前各号に附帯または関連する業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>7億7千4百万株</u>とし、当社の普通株式、<u>第1回第1種優先株式</u>および第2回第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ7億1千4百万株、<u>1千6百8拾万株</u>および<u>4千3百2拾万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～4. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> | <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>12. 前各号に附帯または関連する業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、7億<u>5千3百2拾万株</u>とし、当社の普通株式および第2回第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ7億1千4百万株および<u>3千9百2拾万株</u>とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> |
| <p>(優先配当金)</p> <p>第13条の2 当会社は、第41条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)もしくは普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ、次の算式に従い算出される額の金銭による剰余金(以下「優先配当金」という。)を配当する。</p> <p>第1回第1種優先株式および第2回第1種優先株式</p> $\text{優先配当金} = \text{払込金額}(500\text{円}) \times (\text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 1.5\%)$ <p>優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。</p> | <p>(優先配当金)</p> <p>第12条の2 当会社は、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)もしくは普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ、次の算式に従い算出される額の金銭による剰余金(以下「優先配当金」という。)を配当する。</p> <p>第2回第1種優先株式</p> $\text{優先配当金} = \text{払込金額}(500\text{円}) \times (\text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 1.5\%)$ <p>優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。日本円TIBOR（6ヶ月物）またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、優先配当金は、対象となる事業年度が1年に満たないときは当該事業年度の初日から最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割計算した額とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第13条の3～第13条の8 (条文省略)</p> <p>第14条～第20条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第21条 第16条、第17条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> | <p>「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。日本円TIBOR（6ヶ月物）またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、優先配当金は、対象となる事業年度が1年に満たないときは当該事業年度の初日から最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割計算した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第12条の3～第12条の8 (現行どおり)</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第20条 第15条、第16条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第22条～第42条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（取得を請求することができる期間）</p> <p><u>第1条 第1回第1種優先株主については、</u> <u>平成18年10月1日以降平成33年9月30</u> <u>日までとする。</u></p> <p>2. <u>第2回第1種優先株主については、</u> <u>平成20年10月1日以降平成35年9月30</u> <u>日までとする。</u></p> <p>（取得と引換えに交付する普通株式の算定方法）</p> <p><u>第2条 第1回第1種優先株式の取得と引換</u> <u>えに交付する普通株式の算定方法は以</u> <u>下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第1回第1種優先株式の取得と引換</u> <u>えに交付する普通株式数は、次のとお</u> <u>りとする。</u></p> $\begin{array}{l} \text{取得と引} \\ \text{換えに交} \\ \text{付する普} \\ \text{通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{第1回第1種優先株主が} \\ \text{取得請求のために提出し} \\ \text{た第1回第1種優先株式} \\ \text{の払込金額総額} \end{array}}{\text{取得価額}}$ <p><u>取得と引換えに交付する普通株式数の</u> <u>算出にあたって、1株未満の端株が生</u> <u>じたときは、これを切り捨て、現金精</u> <u>算は行わない。</u></p> <p>(2) <u>当初取得価額</u> <u>当初取得価額は、200円とする。</u></p> | <p>第21条～第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（取得を請求することができる期間）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第1条 第2回第1種優先株主については、</u> <u>平成20年10月1日以降平成35年9月30</u> <u>日までとする。</u></p> <p>（取得と引換えに交付する普通株式の算定方法）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--------------|
| <p>(3) <u>取得価額の修正</u></p> <p><u>取得価額は、平成19年10月1日以降平成32年10月1日までの間、毎年10月1日（以下「取得価額修正日」という。）における時価に修正されるものとする。当該時価が100円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が400円（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに下記(4)により調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。</u></p> <p><u>上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p> <p>(4) <u>取得価額の調整</u></p> <p>① <u>第1回第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整するものとする。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{新規発行普通株式数} + \text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{1 \text{株当たり時価}}$ | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--------------|
| <p>i) <u>取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合</u> <u>調整後取得価額は、払込の翌日以降、または募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、もしくは普通株主に基準日を定めずに普通株式の無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。</u></p> <p>ii) <u>株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合</u> <u>調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割または無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u></p> <p>iii) <u>株式の併合により普通株式数を変更する場合</u> <u>調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。取得価額調整式で使用する新規発行普通株式数は、減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。</u></p> | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--------------|
| <p>iv) <u>取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券、または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合</u> <u>調整後取得価額は、その払込がなされた日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込がなされた日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降またはその募集のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、取得価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその払込がなされた日または募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額または新株予約権の行使価額が決定される日に、発行される証券の全額または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>② <u>上記 i) 乃至 iv) に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または会社の分割等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。</u></p> | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>③ <u>取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。</u></p> <p>④ <u>取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における既発行普通株式数とする。</u></p> <p>⑤ <u>取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記ii）ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記i）乃至iv）で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。</u></p> <p>⑥ <u>取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を引いた額を使用する。</u></p> <p>2. 第2回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は以下のとおりとする。</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>第2条 第2回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は以下のとおりとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(下限取得価額)</p> <p><u>第3条 第1回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条第1項(3)において定義される下限取得価額とする。</u></p> <p>2. 第2回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条第2項(3)において定義される下限取得価額とする。</p> <p>(上限取得価額)</p> <p><u>第4条 第1回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条第1項(3)において定義される上限取得価額とする。</u></p> <p>2. 第2回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条第2項(3)において定義される上限取得価額とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(下限取得価額)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第3条 第2回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条(3)において定義される下限取得価額とする。</u></p> <p>(上限取得価額)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第4条 第2回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条(3)において定義される上限取得価額とする。</u></p> <p>(株券喪失登録簿)</p> <p><u>第5条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>2. <u>本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって本条を削るものとする。</u></p> |

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況 | 所有する当社の 株式の種類及び数 |
|-------|------------------------|--|---------------------|
| 1 | 大田 弘 (昭和27年12月30日生) | 昭和50年4月 当社入社 平成11年4月 当社土木事業本部副本部長 平成11年4月 当社第1営業統括本部副本部長 平成11年11月 当社経営企画本部部長 平成14年4月 当社執行役員 平成15年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社常務執行役員 平成17年4月 当社取締役社長（現任） 平成17年4月 当社執行役員社長（現任） 現在に至る | 普通株式 30,200株 |
| 2 | 吉田 孝男 (昭和19年8月1日生) | 昭和42年4月 当社入社 平成11年4月 当社建築事業本部副本部長 平成12年4月 当社住宅本部長 平成12年12月 当社名古屋支店副支店長 平成13年1月 当社名古屋支店長 平成14年4月 当社執行役員 平成15年6月 当社建築本部長 平成15年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社専務執行役員 平成15年7月 当社建築事業本部長 平成15年7月 当社プロジェクトマネジメント室 担当 平成16年4月 当社C S 推進室担当 平成17年4月 当社技術研究所担当（現任） 平成18年4月 当社建築事業本部担当（現任） 平成19年4月 当社C S R 推進室担当（現任） 平成20年4月 当社取締役副社長（現任） 平成20年4月 当社執行役員副社長（現任） 現在に至る | 普通株式 23,200株 |

| 候補者 番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況 | 所有する当社の 株式の種類及び数 |
|------------|--------------------------|--|---------------------|
| 3 | 高 木 秀 宣 (昭和22年1月1日生) | 平成10年6月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役 平成10年7月 同行法人企画部長 平成11年2月 同行法人業務部長 平成11年5月 同行本店支配人東京駐在 平成11年6月 当社顧問 平成11年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社環境事業プロジェクト部担当 平成12年1月 当社環境事業プロジェクト部長 平成12年4月 当社環境事業プロジェクト部総括部長 平成12年4月 当社営業本部担当 平成13年1月 当社常務執行役員 平成13年5月 当社経営企画本部担当 平成13年5月 当社環境事業プロジェクト部担当 平成13年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社管理本部担当 平成17年4月 当社情報システム担当（現任） 平成17年6月 当社取締役副社長（現任） 平成17年6月 当社執行役員副社長（現任） 平成20年4月 当社個人情報保護担当（現任） 現在に至る | 普通株式 34,200株 |
| 4 | 新 井 克 人 (昭和22年6月17日生) | 昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 当社財務本部長代行 平成9年6月 当社取締役 平成10年4月 当社財務本部長 平成10年6月 当社経営総合本部財務本部長 平成12年4月 当社財務本部長 平成12年9月 当社網紀担当 平成12年12月 当社管理本部担当 平成13年1月 当社常務取締役 平成13年1月 当社常務執行役員 平成13年6月 当社財務本部担当 平成14年4月 当社網紀担当（現任） 平成15年7月 当社管理本部長 平成17年4月 当社個人情報保護担当 平成18年4月 当社監査室担当（現任） 平成18年4月 当社管理本部担当（現任） 平成20年4月 当社専務取締役（現任） 平成20年4月 当社専務執行役員（現任） 現在に至る | 普通株式 52,600株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況 | 所有する当社の 株式の種類及び数 |
|-------|-----------------------|---|---------------------|
| 7 | 石垣和男 (昭和27年4月30日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成9年4月 当社土木本部原価管理部長 平成10年4月 当社土木本部工事管理部長 平成11年4月 当社東京支店土木部長 平成13年2月 当社首都圏支社土木統括部土木第1部長 平成14年4月 当社東北支店土木部長 平成15年7月 当社東北支店次長 平成15年7月 当社東北支店土木事業部長 平成15年7月 当社東北支店安全環境部長 平成16年4月 当社東北支店副支店長 平成18年4月 当社執行役員 平成18年4月 当社土木事業本部長 平成18年4月 当社土木事業本部事業戦略推進室長 平成18年6月 当社取締役 平成19年3月 当社首都圏支店土木事業部長 平成19年4月 当社常務取締役(現任) 平成19年4月 当社常務執行役員(現任) 平成20年4月 当社土木事業本部副本部長(現任) 平成20年4月 当社土木事業本部営業部総括部長(現任) 現在に至る | 普通株式 12,000株 |
| 8 | 草桶昌之 (昭和28年3月24日生) | 昭和50年4月 当社入社 平成9年4月 当社財務本部財務部長 平成13年7月 当社財務本部副本部長 平成14年4月 当社財務本部財務管理部長 平成15年10月 当社管理本部副本部長 平成16年4月 当社管理本部財務部長 平成18年4月 当社執行役員 平成18年4月 当社管理本部長(現任) 平成18年6月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役(現任) 平成20年4月 当社常務執行役員(現任) 現在に至る (他の法人等の代表状況) 株式会社テクニカルサポート代表取締役 | 普通株式 19,300株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者とも、当社の各種優先株式は所有しておりません。

以上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417 （24時間受付）

<用紙のご請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区津久戸町2番1号
当社 東京本社 大会議室
電話 (03)3260-2111 (大代表)

交通 J R 飯田橋駅東口より徒歩5分
東京メトロ 有楽町線・南北線・東西線
飯田橋駅(出口B1)より徒歩3分
都営地下鉄 大江戸線飯田橋駅(出口C1)より徒歩2分

